

立地適正化計画 届出制度に関するフローチャート

住宅の建築等の届出

STEP1 対象は住宅ですか？

はい いいえ（届出不要です）

STEP2 行為地は居住誘導区域の外側ですか？

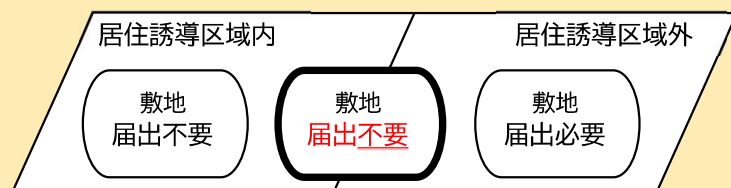
はい いいえ（届出不要です）

STEP3 次の行為をする場合には届出が必要

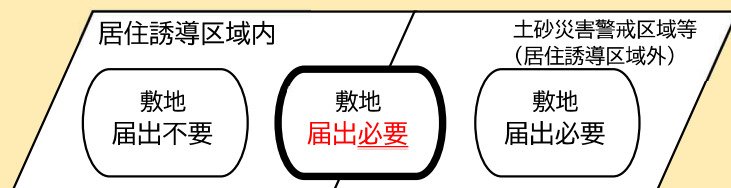
開 ・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
 ・1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、敷地面積が 1,000 m² 以上のもの

建 ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合
 ・建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

☞ 住宅の敷地が居住誘導区域の内側と外側にまたがっている場合



☞ 住宅の敷地が居住誘導区域の内側と土砂災害警戒区域等の内側(居住誘導区域の外側)にまたがっている場合



誘導施設(機能)の建築等または休廃止の届出

STEP1 届出対象に該当する施設ですか？(Ⅰ確認)

はい いいえ（届出不要です）

STEP2 行為地は都市機能誘導区域の内側ですか？

はい いいえ(STEP5③へ)

STEP3 行為地は都市機能誘導区域のどの地区ですか？

地区名(地区)

STEP4 該当地区では、対象施設は誘導する施設ですか？(Ⅱ確認)

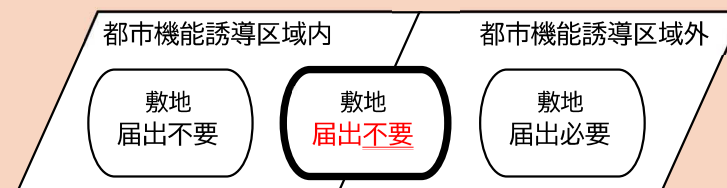
都市機能誘導区域内で誘導する施設 …STEP5①へ

都市機能誘導区域内で誘導しない施設 …STEP5②へ

STEP5 次の行為をする場合の届出の要否

	①	②	③
建築行為を目的とした 開発行為、建築行為	届出 不要	届出 必要	届出 必要
事業の休止または廃止	届出 必要	届出 不要	届出 不要

☞ 誘導施設の敷地が都市機能誘導区域の内側と外側にまたがっている場合



I 誘導施設の定義

区分	種別	根拠法	該当施設(機能) (具体的な施設分布は「資料編」参照)
行政施設	市役所・地区事務所	・多治見市役所の位置を定める条例 ・多治見市役所駅北庁舎の設置及び管理に関する規則 ・多治見市地区事務所設置規則	・市役所本庁舎 ・市役所駅北庁舎 ・地区事務所
教育・文化施設	図書館	・図書館法第2条	・まなびパーク(学習館)
	文化会館・美術館等	・博物館法第2条第1項 ・博物館法第29条	・多治見総合文化会館 ・モザイクタイルミュージアム
商業施設	大規模小売店舗	・大規模小売店舗立地法第2条第2項	・店舗面積1,000㎡以上で食品を扱う店舗
	食品スーパー		
金融施設	銀行・信用金庫・郵便局等	・銀行法第4条 ・信用金庫法第4条 ・労働金庫法第6条 ・農林中央金庫法 ・株式会社商工組合中央金庫法 ・日本郵便株式会社法第4条	・普通銀行 ・長期金融機関(信託銀行) ・中小企業金融専門機関(信用金庫、労働金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫) ・郵便局
医療施設	病院	・医療法第1条の5第1項	・岐阜県立多治見病院 ・多治見市民病院 ・タジミ第一病院 ・サニーサイドホスピタル
	診療所	・医療法第1条の5第2項	・内科または外科を含む診療所
福祉施設	福祉センター	・多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例第2条	・総合福祉センター
	保健センター	・地域保健法第18条	・多治見市保健センター(駅北庁舎内)
	高齢者福祉事業所(訪問系、通所系)	・介護保険法第8条第2項 ・介護保険法第8条第7項	・訪問系サービス事業所 ・通所系サービス事業所
	高齢者福祉事業所(小規模多機能型居宅介護)	・介護保険法第8条第19項	・小規模多機能型居宅介護事業所
	高齢者向け住宅	・高齢者住まい法 ・老人福祉法	・サービス付き高齢者向け住宅 ・住宅型有料老人ホーム
	障害者福祉事業所	・障害者総合支援法第5条第2～5項 ・障害者総合支援法第5条第6、7、12～15項 ・児童福祉法第21条の5	・障害福祉サービス事業所(訪問系) ・障害福祉サービス事業所(日中活動) ・障害児通所支援事業所
子育て支援施設	子育て支援センター・子育て支援ひろば	・児童福祉法第6条の3第6項	・子育て支援センター ・子育て支援ひろば
	児童館・児童センター	・児童福祉法第40条	・児童館 ・児童センター
	保育園・幼稚園・こども園等	・児童福祉法第39条第1項 ・学校教育法第1条 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項 ・児童福祉法第6条の3第10項	・保育園 ・幼稚園 ・認定こども園 ・小規模保育事業所

II 誘導施設(機能)として位置づける施設

		行政	教育・文化	商業	金融	医療	福祉				子育て支援							
		市役所・地区事務所	図書館	文化会館・美術館等	大規模小売店舗※1	食品スーパー	銀行・信用金庫・郵便局等	病院	診療所	福祉センター	保健センター	高齢者福祉事業所(訪問系・通所系)	高齢者福祉事業所(小規模多機能型居宅介護)	高齢者向け住宅※2	障害者福祉事業所※3	子育て支援センター・子育て支援ひろば	児童館・児童センター	保育園・幼稚園・こども園等
	●：現在立地していない施設(機能)の誘導 ○：現在立地する施設(機能)の維持 ◎：現在立地している施設(機能)の充実 ■：その地区では誘導しない施設(機能)																	
中心拠点	①多治見駅周辺地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	●	○	○	○	○	○	○
地域拠点	②根本駅周辺地区			○		◎		◎			◎	●	●	◎				○
	③旭ヶ丘地区	○			○	◎	○	●			◎	●	●	◎			●	○
	④脇之島地区	○				◎		●			●	●	●				○	●
	⑤滝呂台地区				○		●	●			●		●	◎				◎
	⑥笠原地区	○		○	○	○		○			◎		●	◎	○	○	○	○

注①：誘導施設(機能)に位置づけない公共施設(小中学校、調理場、公民館、公営住宅、駐車場等)は、「多治見市公共施設適正配置計画」に基づき適正配置を進める。

注②：高齢者福祉事業所や高齢者向け住宅の「●(現在立地していない施設(機能)の誘導)」「◎(現在立地している施設(機能)の充実)」は、現在の事業所・施設数を維持したまま、誘導区域内へ誘導することを意味する。

※1：大規模小売店舗：店舗面積1,000㎡以上で食品を扱う店舗を対象

※2：高齢者向け住宅：サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム

※3：障害者福祉事業所：障害福祉サービス事業所(訪問系)、障害福祉サービス事業所(日中活動)、障害児通所支援事業所